破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６３号
秋田県能代市字大瀬儘下74番地16、前住所秋田市高陽青柳町12番５号
債務者　四季彩しばたこと　柴田　　豊
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０５号
秋田市広面字樋口34番地28
債務者　武田ミヨ子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺沢　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１４号
神戸市須磨区青葉町２丁目２番６―501号
債務者　厚見　知子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽田　由可
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５４号
札幌市南区川沿６条４丁目４番８号　近藤ハイツ２Ｆ
債務者　深澤　美恵
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綱森　史泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９４４３号
大阪府門真市大倉町31番18号
債務者　早田　貴良
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山室　匡史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６６３号
大阪市住吉区千躰２丁目５番６号　エコーハイツ503号
債務者　奥田　敏明
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門林　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０号
大阪府四條畷市岡山１丁目４番12号　ナカタビルⅣ番館204
債務者　梅景　順子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村治　規行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９５号
大阪市住之江区南港中２丁目２番41―903号
債務者　中尾　雄二
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深川真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４６９号
大阪市西区川口１丁目１番２号　株式会社クリーントップ２Ｆ、前住所大阪市東淀川区東淡路１丁目５番２―217号
債務者　金山　光雄
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２１号
大阪市東淀川区南江口３丁目１番27号
債務者　中村工務店こと　中村　　敬
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村治　規行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７５４号
大阪府茨木市太田３丁目１番48号
債務者　西田　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８２０号
大阪府寝屋川市高柳６丁目６番３号
債務者　川喜田浩治
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８３６号
大阪市平野区背戸口３丁目９番27号　901号
債務者　吉田　栄二
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８６８号
大阪府箕面市外院１丁目12番16号
債務者　細田富美子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６２７号
大阪市東成区大今里４丁目18番５号
債務者　西尾智代美
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４号
福島県本宮市白岩字桑内23番地
債務者　三浦　藤久
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
福島県郡山市富久山町久保田字金堀田29番地の10
債務者　三浦　勝夫
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柾谷　智徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

第明治三十五種郵便物認可